

第6章 景観まちづくりの推進

1 計画実現に向けた役割

「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていく必要があります。地域固有の自然や風土、歴史に育まれた良好な景観を守り、育て、新たな魅力ある景観を創出し、地域の活性化や空間の質の向上等につなげていくため、連携と協働による景観まちづくりを推進します。

○市民の役割

市民一人ひとりが景観まちづくりの主体であることを認識し、生活の中で実践できる美化・清掃や植栽活動など、身近なことから地域の景観形成に主体的に参加していくことが大切です。また、行政が発信する情報や、自主的なワークショップへの参加によって、景観計画についての理解を深めるとともに、地区レベルの景観まちづくりに展開させていくことが求められます。

○事業者の役割

事業者は、市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践していくことが重要です。開発を伴う事業においては、景観形成基準に適合した上で、地域の景観に配慮し、魅力を高める取組や、市民・行政と連携して景観まちづくりを実践していくことが求められます。

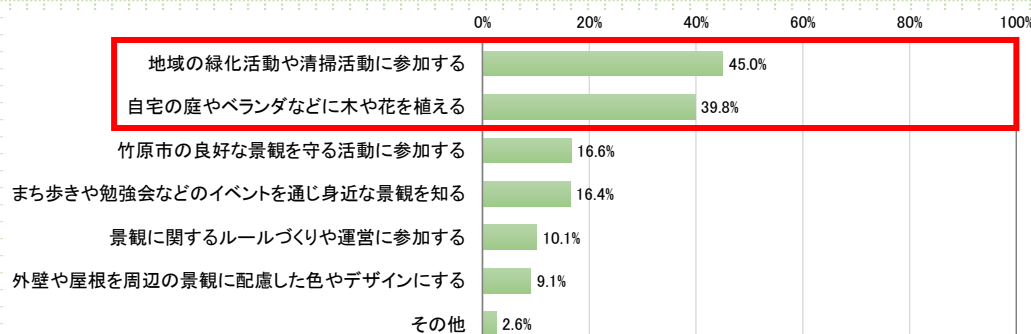
○行政の役割

景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。また、良好な景観形成の推進に向けて、庁内体制を整えるとともに、国や県、近隣の市町などとの連携により、総合的な施策を適切に実施することに努めます。さらに、景観に関する情報発信やデータベース化、市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や話し合いの場づくりに取り組み、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動を支援します。

■コラム 市民アンケート調査で選ばれた景観形成のために実践している・実践したい取組

良好な景観形成のために実践している取組・今後取り組んでいいと思う取組は、『地域の緑化活動や清掃活動に参加する』や『自宅の庭やベランダなどに木や花を植える』など、自宅やその周辺における景観形成に関する取組が多く選ばれていました。

回答者数=573



2 良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」”に基づいて推進していきます。

（１）景観まちづくりに関する事業等の実施

○関係法令等の横断的な活用

本市の景観は、自然的景観、歴史・文化的景観、都市的景観など、多岐にわたる要素から成り立っています。今後も良好な景観形成を図るため、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取組を展開していく必要があります。例えば、景観を阻害している空き家等については、空き家等対策計画と連携しながら、景観向上に向けた適正な管理等の取組を推進します。また、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定や、都市計画法に基づく地区計画制度の活用など、地域の実態に応じた様々な手法による景観まちづくりの実現を図ります。

○景観まちづくりに資する事業の実施

本市では、これまで酔景の小庭の整備や黒レンガ・御影石の路面舗装、景観に配慮した街路灯の設置など、景観まちづくりに資する事業を行ってきました。今後も引き続き、良好な景観形成に資する事業を継続的に実施します。

本川の雁木や賀茂川の護岸等、歴史・文化的な視点から非常に価値のある公共施設について、景観が人工的で単調なものにならないよう、施設管理者と連携し、周辺景観と調和した修景整備を推進します。

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、田園風景を守るためには、持続可能な力強い農業を実現する必要があります。そのため、次世代を担う農業者を志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付し、人材力の強化を図ります。また、有害鳥獣の農作物被害による耕作意欲の低下が、耕作放棄地の増加につながっていることから、有害鳥獣の捕獲や景観に配慮しつつ防護柵の設置等の対策を推進します。今後は、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させた景観農業振興地域整備計画の策定も検討していきます。



酔景の小庭の整備



街路灯の設置



本川の雁木



賀茂川の護岸

○竹原駅前エリアウォークアブルビジョンの実現

令和3年2月に「竹原駅前エリアウォークアブルビジョン」を策定し、竹原駅前エリアにおいて居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、エリア全体の価値の向上を目指しています。この竹原駅前エリアには、本計画における重点地区「竹原駅前周辺地区」が含まれており、駅周辺の魅力ある景観まちづくりを推進します。



竹原駅前周辺地区の将来イメージ

○民間補助事業の創設

良好な景観形成を推進するため、重点地区内における、住宅等の外観の修景や、屋外広告物の修景に対して補助事業の創設を検討します。

(2) 景観への市民意識の醸成

○竹原市景観17選を活用した景観意識づくり

本計画の策定に合わせ、竹原市の新たな景観資源の発掘と魅力ある景観づくりを進めることを目的として「竹原市景観17選」を選定しました。今後は景観17選を活かし、竹原市の魅力ある景観を発信するとともに、市民一人ひとりの景観に対する意識の高まりを維持し続けられるよう、写真展の開催など、継続的な取組を推進します。



竹原市景観17選

○まちづくり団体の設置の推進

一般社団法人やNPO法人など、民間団体等との連携を図りながら、景観まちづくり活動を促進するため、まちづくり団体の設置の推進を進めます。



景観まちづくりの活動の例

○竹原市景観形成ガイドラインの作成

景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を分かりやすく示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについての理解を促進します。

○竹原市屋外広告物条例の手引きの作成

屋外広告物の表示及び設置について、届出の必要な行為や許可の基準などを分かりやすく示した手引きを作成し、屋外広告物の景観形成についての理解を促進します。

（3）景観まちづくりのルール・体制づくり

○景観審議会の設置

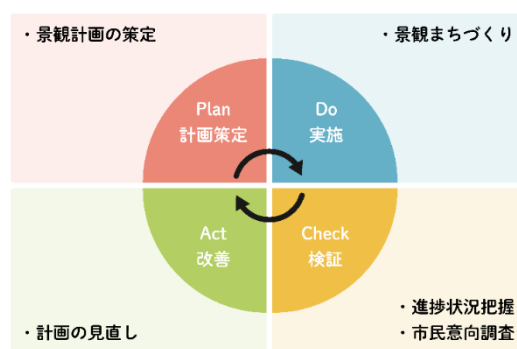
景観形成の将来像の実現に向けて必要な協議を行うため、竹原市（景観行政団体）をはじめ、有識者や公益事業を営む者及び住民等を加えて組織される景観審議会を設置します。

○景観アドバイザー制度の導入

景観計画区域及び重点地区における届出対象行為の景観形成基準への適合審査、公共事業や大規模な建築物の計画・設計において都市デザイン、都市景観、緑化計画、色彩計画等への専門家からの技術的な指導・助言をいただくため、「景観アドバイザー制度」を導入します。

○PDCA サイクルに基づく計画の見直し

景観形成の将来像の実現のためには、長期的な観点から景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。その間、計画の進捗状況を把握するとともに、定期的な市民意向調査を実施しながら、社会情勢の変化を的確に捉え、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行っていくことが必要です。



○景観重要建造物・景観重要樹木の保全

第5章で定めた景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法に基づき、良好な景観形成に重要な役割を担う建造物及び樹木については、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その保全活用を促進します。

（4）防災事業の推進

気候変動等の影響により、想定を超える大雨による自然災害が頻発に発生しています。本市の美しい景観をこれらの災害から守り、後世に残していくため、関係機関と連携した防災・減災対策を推進します。対策の実施にあたっては周辺の景観と調和するよう配慮します。